

職 発 0707 第 1 号
令和 5 年 7 月 7 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について

本日、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令等が公布・告示された。

これらは、昨年 12 月 16 日に公布された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（以下「法」という。）の改正事項のうち、施行期日が令和 6 年 4 月 1 日とされた事項等に関する政令、省令及び告示の整備を行うものである。

主な内容は下記のとおりであるので、内容を十分理解の上、その施行に万全を期すこと。

法の施行に当たっては、都道府県の労働関係部局のみならず、福祉関係部局との連携にも留意されたい。また、市町村の機関（市町村教育委員会を含む。）に対しては、別途送付している都道府県の各任命権者宛ての通知と同様の内容について、貴職より周知されたい。

記

第 1 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 239 号）関係

法第 50 条において、障害者雇用調整金について、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対する支給に当たっては、その超過数が政令で定める数を超えるときは、額を調整することとしているところ、当該政令で定める数を 120 とすること。（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 239 号）に

よる改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）第 14 条関係）

第 2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 94 号）関係

1 障害者雇用関係助成金の拡充等（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 94 号）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「施行規則」という。）第 17 条～第 25 条の 6 関係）

(1) 中高年齢等障害者の雇用継続に係る支援の新設

次に掲げる助成金について、それぞれ次に掲げる者（加齢に伴って生ずる心身の変化により職場への適応が困難となった当該措置に係る者の継続雇用のため、当該措置を行うことが必要であると独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が認めるものに限る。）に対して、支給することとすること。

ア 障害者作業施設設置等助成金

その雇用する障害者である労働者（35 歳以上の者に限る。以下この(1)において同じ。）の業務の遂行のために必要な施設又は設備の設置又は整備を行う事業主

イ 障害者介助等助成金

次のいずれかに該当する事業主

(ア) その雇用する障害者である労働者の職務の遂行に必要な基本的な知識及び技能を習得させるための研修を行う事業主

(イ) その雇用する別表第 1 第 1 号又は別表第 3 第 6 号若しくは第 7 号に掲げる身体障害がある者である労働者の業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する者の配置又は委嘱を行う事業主

(ウ) その雇用する別表第 1 第 2 号又は別表第 3 第 3 号に掲げる身体障害がある者である労働者の雇用管理のために必要な手話通訳、要約筆記等を担当する者の配置又は委嘱を行う事業主

(エ) その雇用する障害者である労働者の業務の遂行に必要な職場支援員の配置又は委嘱を行う事業主

ウ 職場適応援助者助成金

次のいずれかに該当するもの

(ア) 社会福祉法人等であって、障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画に基づき、訪問型職場適応援助者による援助

の事業を行うもの

(イ) 障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画に基づき援助を行う企業在籍型職場適応援助者の配置を行う事業主

(2) 障害者介助等助成金の拡充

障害者介助等助成金は、(1)のイに掲げるもののほか、次に掲げる事業主に対して支給することとする。

ア その雇用する別表第1第1号に掲げる身体障害がある者である労働者であって、事務的業務以外の業務に従事するものの業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する者の配置を行う事業主及び当該措置を行い、引き続き当該措置に係る障害者である労働者を継続して雇用し、かつ、当該労働者について当該措置を継続して行う事業主

イ その雇用する別表第1第2号又は別表第3第3号に掲げる身体障害がある者である労働者の雇用管理のために必要な手話通訳、要約筆記等を担当する者の配置を行う事業主及び当該者の配置又は委嘱を行い、引き続き当該措置に係る障害者である労働者を継続して雇用し、かつ、当該労働者について当該措置を継続して行う事業主

ウ その雇用する5人以上の障害者である労働者のために必要な健康相談を行う医師の委嘱を行う事業主

エ その雇用する5人以上の障害者である労働者の雇用管理のために必要な職業生活に関する相談及び支援の業務を専門に担当する者の配置又は委嘱を行う事業主

オ その雇用する5人以上の障害者である労働者の職業能力の開発及び向上のために必要な業務を専門に担当する者の配置又は委嘱を行う事業主

カ その雇用する障害者である労働者の介助等の業務を行う者((1)のイ(イ)から(エ)まで、エ及びオに掲げる者であって、当該事業主の事業所に配置されているものに限る。)の資質の向上のための措置を行う事業主

(3) 障害者雇用啓発活動に対する支援の新設

機構は、障害者雇用啓発活動として、障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるための啓発活動(障害者の雇用の促進に必要であると認められる啓発活動に限る。)を行うこととする。

(4) 障害者雇用相談援助助成金の新設

ア 障害者雇用相談援助助成金について、次のいずれにも該当するものに対して支給することとする。

(ア) 社会福祉法人その他対象障害者の雇入れ及びその雇用の継続を図るために

必要な一連の雇用管理に関する援助の事業（以下この(4)において「障害者雇用相談援助事業」という。）を行うもの（ただし、法第44条第1項又は第45条第1項の厚生労働大臣の認定に係る子会社（以下「特例子会社」という。）が、親事業主又は関係会社（以下「親事業主等」という。）を対象に障害者雇用相談援助事業を実施する場合においては、当該障害者雇用相談援助事業の実施により、当該特例子会社において就労する対象障害者について当該親事業主等による雇入れ又は当該親事業主等への出向（以下このアにおいて「対象障害者の雇用等」という。）を実施し、かつ、今後の対象障害者の雇用等を予定しているときに限る。）

(イ) 次のいずれかに該当するもの

- ① その事業所において対象障害者の雇入れ及びその雇用の継続のための措置を行った事業主に対して、障害者雇用相談援助事業を行ったもの
- ② その事業所において対象障害者を雇い入れ、及び6か月以上その雇いを継続した事業主に対して、障害者雇用相談援助事業を行ったもの（ただし、特例子会社が障害者雇用相談援助事業を実施する場合は、対象障害者の雇用等を実施したときを除く。）

イ 障害者雇用相談援助事業を行う者は、次のいずれにも該当することについて、都道府県労働局長の認定（以下単に「認定」という。）を受けなければならないこととすること。

(ア) 次のいずれかに該当する法人であること。

- ① 対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務を実施した実績を有するもの
- ② 特例子会社又は法第77条第1項の認定を受けた事業主等であって、対象障害者の一連の雇用管理に関する実務の実績を有するもの

(イ) 法定雇用障害者数以上の対象障害者を雇用していること。

(ウ) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① カの認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（ただし、(イ)に該当しなくなったこと又はカの(カ)に該当することにより取消しを受けた者を除く。）
- ② 偽りその他不正の行為により雇用関係助成金等の支給を受け、又は受けようとしたこと等により、当該雇用関係助成金等の支給要件を満たさなくなった者
- ③ 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実があると認められる者

- (エ) 障害者雇用相談援助事業を適正に実施する能力を有する者として、次のいずれにも該当すること。
- ① 事業運営責任者として、障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務又は実務に5年以上従事し、かつ当該業務又は実務の総括的な指導監督の業務に2年以上従事した経験を有する者を配置していること。
 - ② 事業実施者として、障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務又は実務に3年以上従事した経験を有する者を配置していること。
- (オ) 障害者雇用相談援助事業の実施状況等について、都道府県労働局長又は機構が行う調査その他障害者雇用相談援助事業の適正な実施に関する要請に応じることとしていること。
- (カ) 個人情報等を適正に管理等するために必要な措置を講じていること。
- ウ 認定の申請は、厚生労働大臣が定める様式に対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務又は実務の実績の内容等を記載した書面を添付して行わなければならないこととし、当該申請に係る者が適正に障害者雇用相談援助事業を実施する能力を有する者と認められるときは、都道府県労働局長は、その認定をすることができることとする。
- エ 認定事業者は、ウの申請書及び添付した書面に記載された事項に変更を生じたときは、当該変更の日から1か月以内に都道府県労働局長に文書で報告しなければならないこととする。
- オ 認定事業者が、相談援助事業を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、1か月前までにその旨を都道府県労働局長に届け出なければならないこととする。
- カ 都道府県労働局長は、認定事業者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができることとする。
- (ア) イの(ア)から(カ)までのいずれかに該当しなくなったとき。
 - (イ) その行う障害者雇用相談援助事業の実施状況等を勘案し、適正に障害者雇用相談援助事業を実施する能力を有すると認められなくなったとき。
 - (ウ) 正当な理由がないのにイの(オ)の調査に協力せず又は要請に応じなかったとき。
 - (エ) 偽りその他不正な手段で認定を受けたとき。
 - (オ) 正当な理由がないのにエの報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (カ) 障害者雇用相談援助事業を廃止したとき。
- キ 障害者雇用相談援助助成金の額その他必要な事項については、厚生労働大臣の定めるところによることとする。

(5) 障害者雇用関係助成金の不支給等

ア 障害者雇用関係助成金は、法第 53 条第 1 項の障害者雇用納付金の納付の状況が著しく不適切である、又は過去 5 年以内に偽りその他不正の行為により、障害者雇用関係助成金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主等に対しては、支給しないこととすること。

イ 機構は、偽りその他不正の行為により障害者雇用関係助成金の支給を受けた事業主等に対して、支給した障害者雇用関係助成金の全部又は一部を返還すること等を命ずることができることとすること。

ウ 機構は、事業主等が、偽りその他不正の行為により、障害者雇用関係助成金の支給を受け、又は受けようとした場合は、当該事業主等の氏名並びに事業所の名称及び所在地、事業の概要等を公表することができることとすること。

(6) その他所要の改正を行うこと。

2 障害者雇用調整金及び報奨金の支給額の算定に関する事項(施行規則第 25 条の 7、附則第 3 条関係)

(1) 障害者雇用調整金の支給額の算定に関し、法第 50 条第 1 項の厚生労働省令で定める金額は、2 万 3 千円とすること。

(2) 報奨金の支給額の算定に関し、法附則第 4 条第 3 項の法第 50 条第 1 項の政令で定める数以上の数で厚生労働省令で定める数は、420 人とし、同項の政令で定める数以上の数で厚生労働省令で定める額に満たない範囲内において厚生労働省令で定める額は、1 万 6 千円とすること。

3 特定短時間労働者等に関する特例(施行規則第 33 条、附則第 3 条の 4 関係)

(1) 法第 69 条から第 71 条まで及び第 74 条の 2 第 11 項並びに法附則第 4 条第 9 項の法第 43 条第 5 項の厚生労働省令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数を 0.5 人とすること。

(2) 法第 70 条の厚生労働省令で定める便宜は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)第 6 条の 10 第 1 号に定める便宜(就労継続支援 A 型)とすること。

第 3 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示(令和 5 年厚生労働省告示第 226 号)関係

1 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 18 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者作業施設設置等助成金の額等を定める件(平成 15 年厚生労働

省告示第 338 号)の一部改正(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示(以下「整備告示」という。))第 2 条関係)

- (1) 施行規則第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する中高年齢等障害者作業施設等(以下単に「中高年齢等障害者作業施設等」という。)の設置又は整備に係る助成金の額は、当該措置に要する費用の額に 3 分の 2 を乗じて得た額(その額が次に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれに掲げる額を超えるときは、当該額)とすること。
 - ア 中高年齢等障害者作業施設等の設置(賃借による設置を除く。)又は整備に係る助成金 450 万円(中高年齢等障害者作業施設等のうち設備の設置又は整備については、150 万円(中途障害者に係る職場復帰のための設備の設置又は整備にあっては、その設置又は整備に要する額に相当する額として 450 万円を超えない範囲で機構が定める額))に当該中高年齢等障害者作業施設等の設置又は整備に係る雇入れ又は継続雇用に係る障害者の数を乗じて得た額(その額が一事業所につき一会計年度において 4500 万円を超えるときは、4500 万円)
 - イ 中高年齢等障害者作業施設等の賃借による設置に係る助成金 1 月につき 13 万円(中高年齢等障害者作業施設等のうち設備の賃借による設置については、5 万円(中途障害者に係る職場復帰のための設備の賃借による設置にあっては、その設置に要する額に相当する額として 13 万円を超えない範囲で機構が定める額))
- (2) (1)のイの助成金の支給の対象となる期間は、当該中高年齢等障害者作業施設等の賃借が開始された日の属する月の翌月から起算して 3 年の期間のうち、当該中高年齢等障害者作業施設等を当該助成金の支給に係る障害者のために使用している期間とすること。
- (3) その他所要の改正を行うこと。

2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件(平成 15 年厚生労働省告示第 340 号)の一部改正(整備告示第 4 条関係)

- (1) 次のアからケまでに掲げる事業主に対して支給する助成金の額は、それぞれに掲げる額とすること。
 - ア 施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 1 号の 2 に規定するその雇用する障害者である労働者の職務の遂行に必要となる基本的な知識及び技能を習得させるための措置等を行う事業主 機構が別に定める基準に従って算定した当該措置等に要する費用の額に 4 分の 3 を乗じて得た額(ただし、同号の措置に係る障害者 1 人につき年額 20 万円(中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主(法第 50 条第

1 項に規定する障害者雇用調整金の支給を受ける事業主であって、同項に規定する超過数が同項の政令で定める数を超える事業主をいう。以下同じ。) (施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 1 号の 2 ロに該当する事業主に限る。) にあつては、年額 30 万円) を限度とする。)

イ 施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する介助の業務を担当する者 (以下「介助者」という。) の配置又は委嘱の措置を行う事業主 機構が別に定める基準に従つて算定した介助者の配置又は委嘱に要する費用の額に 4 分の 3 を乗じて得た額 (その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を超えるときは、当該額)

(ア) 介助者 (事務的業務以外の業務に従事する者に係るものに限る。(イ)において同じ。) の配置に係る助成金 介助者 1 人につき月額 15 万円

(イ) 介助者の委嘱に係る助成金 介助者の委嘱 1 回につき 1 万円 (ただし、1 年につき 150 万円を限度とする。)

ウ 施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 2 号ロに規定する手話通訳、要約筆記等を担当する者 (以下「手話通訳担当者等」という。) の配置又は委嘱の措置を行う事業主 機構が別に定める基準に従つて算定した手話通訳担当者等の配置又は委嘱に要する費用の額に 4 分の 3 を乗じて得た額 (その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を超えるときは、当該額)

(ア) 手話通訳担当者等の配置に係る助成金 手話通訳担当者等 1 人につき月額 15 万円

(イ) 手話通訳担当者等の委嘱に係る助成金 手話通訳担当者等 1 人の委嘱 1 回につき 1 万円 (ただし、1 年につき 150 万円を限度とする。)

エ 介助者又は手話通訳担当者等の配置又は委嘱の措置を行い、引き続き当該措置に係る障害者である労働者を継続して雇用し、かつ、当該労働者について当該措置を継続して行う事業主 機構が別に定める基準に従つて算定した介助者又は手話通訳担当者等の配置又は委嘱に要する費用の額に 3 分の 2 を乗じて得た額 (その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を超えるときは、当該額)

(ア) 介助者の配置に係る助成金 介助者一人につき月額 13 万円

(イ) 介助者の委嘱に係る助成金 介助者の委嘱一回につき 9 千円 (ただし、1 年につき 135 万円を限度とする。)

(ウ) 手話通訳担当者等の配置に係る助成金 手話通訳担当者等 1 人につき月額 13 万円

(エ) 手話通訳担当者等の委嘱に係る助成金 手話通訳担当者等の委嘱 1 回につ

き9千円（ただし、1年につき135万円を限度とする。）

オ 施行規則第19条の2第1項第2号ホに規定する健康相談のために必要な医師（以下「健康相談医」という。）の委嘱の措置を行う事業主 機構が別に定める基準に従って算定した健康相談医の委嘱に要する費用の額に4分の3を乗じて得た額（ただし、健康相談医1人の委嘱1回につき2万5千円を限度とし、健康相談医1人につき年額30万円を限度とする。）

カ 施行規則第19条の2第1項第2号へに規定する職業生活に関する相談及び支援の業務を専門に担当する者（以下「職業生活相談支援専門員」という。）の配置又は委嘱の措置を行う事業主 機構が別に定める基準に従って算定した職業生活相談支援専門員の配置又は委嘱に要する費用の額に4分の3を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる額を超えるときは、当該額）

（ア） 職業生活相談支援専門員の配置に係る助成金 職業生活相談支援専門員1人につき月額15万円

（イ） 職業生活相談支援専門員の委嘱に係る助成金 職業生活相談支援専門員1人の委嘱1回につき1万円（ただし、職業生活相談支援専門員1人につき年額150万円を限度とする。）

キ 施行規則第19条の2第1項第2号トに規定する職業能力の開発及び向上のために必要な業務を専門に担当する者（以下「職業能力開発向上支援専門員」という。）の配置又は委嘱の措置を行う事業主 機構が別に定める基準に従って算定した職業能力開発向上支援専門員の配置又は委嘱に要する費用の額に4分の3を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる額を超えるときは、当該額）

（ア） 職業能力開発向上支援専門員の配置に係る助成金 職業能力開発向上支援専門員一人につき月額15万円

（イ） 職業能力開発向上支援専門員の委嘱に係る助成金 職業能力開発向上支援専門員一人の委嘱1回につき1万円（ただし、職業能力開発向上支援専門員一人につき年額150万円を限度とする。）

ク 施行規則第19条の2第1項第2号チに規定する介助等の業務を行う者の資質の向上のための措置を行う事業主 機構が別に定める基準に従って算定した当該措置に要する費用の額に4分の3を乗じて得た額（ただし、1事業主につき年額100万円を限度とする。）

ケ 施行規則第19条の2第1項第4号に該当する中高年齢等障害者の雇用の継続のための措置を行う事業主 次に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれに掲げる

額

(ア) 中高年齢等障害者の雇用の継続のための介助者の配置又は委嘱に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した介助者の配置又は委嘱に要する費用の額に3分の2を乗じて得た額(その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を超えるときは、当該額)

① 介助者の配置に係る助成金 介助者1人につき月額13万円(中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主にあつては、15万円)

② 介助者の委嘱に係る助成金 介助者の委嘱1回につき9千円(中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主にあつては1万円)(ただし、1年につき135万円(中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主にあつては、150万円)を限度とする。)

(イ) 中高年齢等障害者の雇用の継続のための手話通訳担当者等の配置又は委嘱に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した手話通訳担当者等の配置又は委嘱に要する費用の額に3分の2を乗じて得た額(その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を超えるときは、当該額)

① 手話通訳担当者等の配置に係る助成金 手話通訳担当者等1人につき月額13万円(中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主にあつては、15万円)

② 手話通訳担当者等の委嘱に係る助成金 手話通訳担当者等一人の委嘱1回につき9千円(中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主にあつては1万円)(ただし、1年につき135万円(中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主にあつては、150万円)を限度とする。)

(ウ) 中高年齢等障害者の雇用の継続のための職場支援員の配置又は委嘱に係る助成金 次に掲げる額の合計額

① 職場支援員の配置に係る障害者の数(職場支援員一人につき障害者3人までを限度とする。)に、1月につき3万円(中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主にあつては、4万円)を乗じて得た額

② 職場支援員の委嘱の回数(機構が別に定める回数を限度とする。)に、1万円を乗じて得た額

(2) 助成金の支給の対象となる期間は、次のアからクまでに掲げる助成金の区分に応じ、それぞれアからクまでに掲げる期間とすること。

ア (1)のアに掲げるその雇用する障害者である労働者の職務の遂行に必要な基本的な知識及び技能を習得させるための措置に係る助成金 当該措置等を開始した日の属する月の翌月から起算して1年の期間

- イ 介助者の配置又は委嘱（中高年齢等障害者の雇用の継続のための措置を含む。）に係る助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる期間
 - （ア） 介助者の配置 当該介助者を配置した日の属する月の翌月から起算して10年の期間のうち当該介助者を配置している期間
 - （イ） 介助者の委嘱 介助者の委嘱を初めて行った日から起算して10年の期間
- ウ 手話通訳担当者等者の配置又は委嘱（中高年齢等障害者の雇用の継続のための措置を含む。）に係る助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる期間
 - （ア） 手話通訳担当者等の配置 手話通訳担当者等を配置した日の属する月の翌月から起算して10年の期間のうち当該手話通訳担当者等を配置している期間
 - （イ） 手話通訳担当者等の委嘱 手話通訳担当者等の委嘱を初めて行った日から起算して10年の期間
- エ 介助者又は手話通訳担当者等の配置若しくは委嘱の継続の措置に係る助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる期間
 - （ア） 介助者の配置 イの（ア）に掲げる期間が終了した日の属する月の翌月から起算して5年の期間のうち当該介助者を配置している期間
 - （イ） 介助者の委嘱 イの（イ）に掲げる期間が終了した日の翌日から起算して5年の期間
 - （ウ） 手話通訳担当者等の配置 ウの（ア）に掲げる期間が終了した日の属する月の翌月から起算して5年の期間のうち当該手話通訳担当者等を配置している期間
 - （エ） 手話通訳担当者等の委嘱 ウの（イ）に掲げる期間が終了した日の翌日から起算して5年の期間
- オ (1)のオに掲げる健康相談医の委嘱に係る助成金 健康相談医の委嘱を初めて行った日から起算して10年の期間
- カ (1)のカに掲げる職業生活相談支援専門員の配置又は委嘱に係る助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる期間
 - （ア） 職業生活相談支援専門員の配置 職業生活相談支援専門員を配置した日の属する月の翌月から起算して10年の期間のうち当該職業生活相談支援専門員を配置している期間
 - （イ） 職業生活相談支援専門員の委嘱 職業生活相談支援専門員の委嘱を初めて行った日から起算して10年の期間
- キ (1)のキに掲げる職業能力開発向上支援専門員の配置又は委嘱に係る助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる期間
 - （ア） 職業能力開発向上支援専門員の配置 職業能力開発向上支援専門員を配置

した日の属する月の翌月から起算して10年の期間のうち当該職業能力開発向上支援専門員を配置している期間

(イ) 職業能力開発向上支援専門員の委嘱 職業能力開発向上支援専門員の委嘱を初めて行った日から起算して10年の期間

ク 中高年齢等障害者の雇用の継続のための職場支援員の配置又は委嘱に係る助成金 施行規則第19条の2第1項第4号ハの措置に係る障害者1人につき72か月(当該障害者につき施行規則第20条の2第1項第3号ロに該当することにより同条の助成金の支給対象となる期間を除く。)

(3) その他所要の改正を行うこと。

3 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める職場適応援助者助成金の額等(令和3年厚生労働省告示第155号)の一部改正(整備告示第6条関係)

施行規則第20条の2第1項に規定する職場適応援助者助成金の額は、次の(1)及び(2)に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる額とすること。

(1) 施行規則第20条の2第1項第1号又は第3号イに該当する社会福祉法人等であつて、障害者である労働者が職場に適應することを容易にするための援助に関する計画に基づき、訪問型職場適応援助者による援助の事業を行うものに対し支給する助成金 次に掲げる額の合計額(その額が1日につき3万6千円を超えるときは、3万6千円)

ア 訪問型職場適応援助者が障害者(精神障害者を除く。イにおいて同じ。)に対し、4時間以上の援助を行った回数に1万8千円を乗じて得た額

イ 訪問型職場適応援助者が障害者に対し、4時間未満の援助を行った回数に9千円を乗じて得た額

ウ 訪問型職場適応援助者が障害者(精神障害者に限る。エにおいて同じ。)に対し、3時間以上の援助を行った回数に1万8千円を乗じて得た額

エ 訪問型職場適応援助者が障害者に対し、3時間未満の援助を行った回数に9千円を乗じて得た額

(2) 施行規則第20条の2第1項第2号又は第3号ロに該当する障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画に基づき援助を行う企業在籍型職場適応援助者の配置を行う事業主に対し支給する助成金 次に掲げる額の合計額(施行規則第19条の2第1項第2号ニ又は同項第4号ハに規定する職場支援員の配置又は委嘱に係る障害者の数と合計して3人までの支給に限り、その額が1事業主につき1会計年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)において300万円

を超えるときは、300万円)

ア 企業在籍型職場適応援助者が行う援助を受ける者（精神障害者を除く。）の数に、1月につき6万円（中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主にあっては、8万円）を乗じて得た額

イ 企業在籍型職場適応援助者が行う援助を受ける者（精神障害者に限る。）の数に、1月につき9万円（中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主にあっては、12万円）を乗じて得た額

(3) その他所要の改正を行うこと。

4 障害者の雇用の促進に関する法律施行規則第20条の4第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件（平成15年厚生労働省告示第341号）の一部改正（整備告示第7条関係）

(1) 施行規則第21条の2第1項第1号へに規定するその雇用する重度障害者等である労働者の通勤を容易にするための指導、援助等を行う者の委嘱に係る助成金の支給期間を、当該者の委嘱を初めて行った日から起算して3月の期間とすること。

(2) その他所要の改正を行うこと。

5 その他

(1) 障害者作業施設設置等助成金等について、障害者が法第70条に規定する重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（(2)において「特定短時間労働者」という。）である場合における支給額を2分の1とすること。

(2) 障害者介助等助成金（職場支援員の配置又は委嘱に対する支給に限る。）及び職場適応援助者助成金について、特定短時間労働者である場合における支給額を4分の1とすること。

(3) 関係告示について、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行による題名の改正その他所要の改正を行うこと。

第4 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第24条の2第8項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者雇用相談援助助成金の額等を定める件（令和5年厚生労働省告示第227号）関係

(1) 施行規則第24条の2第1項に規定する障害者雇用相談援助助成金（以下「助成金」という。）の額は、次のア又はイに掲げる助成金の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額とすること。

ア 施行規則第24条の2第1項第1号及び第2号イに該当するものに対し支給す

る助成金 60 万円（中小事業主又は除外率設定業種事業主（施行規則別表第四の除外率設定業種欄に掲げる業種に属する事業を行う事業所の事業主をいう。以下同じ。）に対して障害者雇用相談援助事業を行ったときは、80 万円）

イ 施行規則第 24 条の 2 第 1 項 1 号及び第 2 号ロに該当するものに対し支給する助成金 アの金額に、その事業所において雇い入れた対象障害者（障害者雇用相談援助事業により雇い入れられ、及び 6 箇月以上その雇用が継続されたと機構が認める者に限る。）の数（4 人までに限る。）に 7 万 5 千円（中小企業事業主又は除外率設定業種事業主に対して障害者雇用相談援助事業を行ったときは、10 万円）を乗じて得た額を加えた額

- (2) (1)の助成金の支給回数は、事業主につき、それぞれ 1 回に限るものとする。
- (3) この告示に定めるもののほか、障害者雇用相談援助助成金の支給に関し必要な事項は、機構が定めることとする。

第 5 障害者の雇用の促進等に関する法律第 69 条及び第 70 条の厚生労働大臣の定める時間（令和 5 年厚生労働省告示第 228 号）関係

法第 69 条及び第 70 条において、週の所定労働時間が厚生労働大臣の定める時間の範囲内にある重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者（以下「重度障害者等」という。）について、第 2 の 3 (1) のとおり、雇用率の算定に当たっては 1 人をもって 0.5 人と算定することとしているところ、当該厚生労働大臣の定める時間を、10 時間以上 20 時間未満とすること。

本改正により、特に重度障害者等の週 20 時間以上での就業が困難である障害者の雇用機会を確保することとしているが、重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金及び重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金において、重度訪問介護サービスや同行援護、行動援護を利用する者に対し、通常と比較し助成率を高く設定し支援を行っており、今年度からは、支給申請時の提出書類等の簡素化を図っているところである。今後、短時間で働く障害者等であって、上記障害福祉サービスを利用する者を雇用する企業を把握した場合には、必要に応じ、当該助成金の利用を促すこと。

第 6 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規程に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 229 号）関係

1 改正の概要

第 4 及び第 5 の改正等に伴い、以下に掲げる様式において、所要の改正を行うこと。

- ① 様式第 1 号 障害者採用計画通報書

- ② 様式第1号の2 障害者採用計画通報書（法定雇用率 2.7%が適用される教育委員会用）
- ③ 様式第2号 障害者採用計画実施状況通報書
- ④ 様式第2号の2 障害者採用計画実施状況通報書（法定雇用率 2.7%が適用される教育委員会用）
- ⑤ 様式第3号 障害者任免状況通報書
- ⑥ 様式第5号の3 法第41条の特例に係る国の機関の概要
- ⑦ 様式第5号の5 法第42条の特例に係る地方公共団体の概要
- ⑧ 様式第6号 障害者雇用状況報告書
- ⑨ 様式第6号の2(1) 障害者雇用状況報告書（法第45条の認定を受けた事業主用、事業主別）
- ⑩ 様式第6号の2(2) 障害者雇用状況報告書（法第45条の認定を受けた事業主用、グループ全体）
- ⑪ 様式第6号の3(1) 障害者雇用状況報告書（法第45条の2の認定を受けた事業主用、事業主別）
- ⑫ 様式第6号の3(2) 障害者雇用状況報告書（法第45条の2の認定を受けた事業主用、グループ全体）
- ⑬ 様式第6号の4(1) 障害者雇用状況報告書（法第45条の3の認定を受けた事業協同組合等用、事業主別）
- ⑭ 様式第6号の4(2) 障害者雇用状況報告書（法第45条の3の認定を受けた事業協同組合等用、グループ全体）
- ⑮ 様式第6号の6 親事業主及び子会社の概要
- ⑯ 様式第6号の10 親事業主及び関係子会社の概要
- ⑰ 様式第6号の12 事業協同組合等及び特定事業主の概要
- ⑱ 様式第6号の13 障害者雇用相談援助事業者認定申請書

2 経過措置

改正告示の適用の際現にある改正告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正告示による改正後の様式によるものとみなすこととし、改正告示の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

以上